
資本の概念と資本会計

照 屋 行 雄

1 はじめに

2001年から始まった一連の商法改正において、我が国企業の経営行動および企業組織並びに会計制度に重大な影響を与える改正がなされた。2001年6月改正では、自己株式の取得・保有の規制撤廃や法定準備金の積立て規定の変更、続く同年11月改正では、新株発行規制の緩和や新株予約権付社債の発行規定のほか、電磁的方法による情報開示が制度化された。

さらに、2002年11月改正では、株式および株主総会に関する規制緩和や委員会等設置会社制度の導入が定められた。また、この改正で、債権者保護を目的とする財産評価規定の多くが商法施行規則に委任されることとなった。それと並んで、大会社に対して連結計算書類の作成とその監査が初めて義務づけられることとなった。

企業会計の面から特に注目される点は、法定準備金の規定に重要な変更が加えられたことである。我が国商法は、債権者保護の理念を実現するために、純資産額の確定と配当可能限度額の規定を設けている。法定準備金の積立て方式の変更や取崩し規定の緩和により、商法の債権者保護の立場が実質的に後退することになったといえる。

このような商法の会計規定の変更は、資本の概念と「資本と利益の区別」をめぐる資本会計上の基本領域に対しても、重大な影響をもたらしている。

「資本と利益の区別」は、会計処理の面で資本剰余金と利益剰余金の混同があってはならないとする考え方であり、会計ドクトリンの重要な1つとなっている。2001年6月改正商法における法定準備金の規定変更は、制度会計上の資本会計領域に本質的な問題を投げかけているのである。

本稿では、企業の経営行動の基本と会計制度に重大な影響を及ぼしている最近の商法改正の内容を改めて検討するとともに、改正商法に規定された資本の会計について考察することとする。まず、商法改正の経緯と主要な改正事項を整理し、株式の発行・取得・保有、会社の組織編成、法定準備金の取崩し、会計規定の省令委任などを検討する。

続いて、商法会計における貸借対照表「資本の部」の構成とその特徴を探り、自己株式の取得と性格、利益準備金の積立てと減資差益の除外、資本剰余金と利益剰余金の区分表示について考察を加える。最後に、資本の概念と「資本と利益の区別」の意味について、企業会計の立場から改めて検討するとともに、資本会計の課題を明らかにしたいと思う。

2 株式会社の資本規定

(1) 自己株式の取得と法定準備金の積立て

2001年6月の商法改正では、自己株式の取得・保有（金庫株の解禁）、配当規制の緩和、額面株式の廃止、利益準備金の積立て規定の変更などの株式制度の大幅改革が行なわれた¹⁾。この新株式制度は、企業経営のみならず企業会計にも重大な影響を及ぼすこととなった。特に法定準備金の性格や自己株式の考え方が根本的に変更されたことにより、従来の資本概念が大きく見直されるに至った。

新株式制度の第1は、自己株式の取得・保有についての規制が撤廃されたことである。従来の自己株式に関する規制は、特定の目的に限定して自己株式の取得を例外的に認めるという取得規制と、取得した自己株式は相当の期間に処分しなければならないとする保有規制から成り立っていた。この自己

株式規制が撤廃され、原則として自由となったわけである。いわゆる金庫株の解禁である⁽²⁾。

商法が自己株式の取得を禁止していた理由は、資本の実質的な払戻しによる債権担保力の低下や株価操作への利用などであった。それに対して、金庫株を解禁することになったのは、規制緩和による企業活動の自由化と証券市場の活性化を図ることを目的とするものである。このことにより、自己株式の法的意味あるいは会計的性格が変更されたものと考えられている。

また、自己株式を資産の部に計上することを前提とする配当可能利益に関する規制が廃止された（商法第 290条第 1 項および第293条ノ 5 第 3 項）。この結果、自己株式を資産として貸借対照表の資産の部に計上する処理ができなくなった。また、配当可能利益の計算においても、自己株式は資産として算定されないこととなった。しかしながら、取得した自己株式について、今後は貸借対照表のどの区分に表示すべきかについては、商法本文での明文規定がない。

そこで、改正された商法施行規則（旧計算書類規則）では、自己株式は、貸借対照表の資本の部に独立して自己資本の項目を設けて、控除する形式で表示しなければならないこととされた（商法施行規則第34条 4 項）⁽³⁾。同時に改正された財務諸表等規則においても、資本の部での控除形式で表示することとなった（財規第68条の 2 の 3）⁽⁴⁾。

次に、制度変更の第 2 は、法定準備金の設定および取崩しについての規定が変更されたことである。これまで資本取引たる性格から資本準備金を構成した減資差益は、改正により資本準備金とすることが求められないこととなった（商法第288条ノ 2 第 1 項第 4 号の削除）。また、法定準備金のうち利益準備金は、資本準備金の額と併せて資本の 4 分の 1 まで積み立てることとされた（商法第288条）。商法は利益準備金の積立限度額に関して、従来は、資本準備金とは区別して資本の 4 分の 1 に達するまで積み立てることを求めていた。

さらに、商法は法定準備金の減少手続規定を設けて、資本準備金および利益準備金の減少限度額とその処理手続を規定した。すなわち、資本準備金または利益準備金は、欠損の填補のほかは原則として取り崩せないとする規定にも拘らず(商法第289条第1項)、資本準備金および利益準備金の合計額より、その4分の1に相当する額を限度として、資本準備金および利益準備金を減少することができることとなった(商法第289条第2項)。

なお、商法施行規則では、減少した資本準備金は資本剰余金の部に「その他資本剰余金」として、また、減少した利益準備金は「当期末処分利益」に計上することになっている(商法施行規則第89条および第90条)。

(2) 株式発行の緩和と開示書類の電子化

2001年11月の商法改正では、先の商法改正における新株式制度を受けて、新株発行規制の緩和、種類株式の規制緩和・議決権制限株式の新設、新株予約権付社債の発行および会社関係書類の電子化が実現した。これらは、市場を通じての資金調達を多様化して、日本企業の国際的競争力を強化するとともに、情報化社会の進展に伴う会社運営の合理化を図り、情報開示の効率性を高めるための対応である。

第1に、商法は新株発行に関する規制について、先の改正で額面株式制度を廃止した。そこでは、会社設立時の最低発行価額に関する規制が廃止されるとともに、新株の発行価額に関する規制が緩和された。特に、市場価格のある株式を公正な価額で発行する場合には、新株の発行価額そのものに代えて、発行価額決定の方法を決議すれば足りることとなった(商法第280条第5項)。

商法は、授権株式総数に関して株主保護の立場から、授権株式総数の定款規定と発行済株式総数の4倍までの上限規制を設けている(商法第347条)。また、定款に株式譲渡制限の規定のある会社においては、新株引受権をすべての株主に付与することとし、株主以外の者に付与する場合には株主総会の

特別決議を必要とする(商法第280条ノ5ノ2)。ただし、この改正で、譲渡制限の規定のある会社については、会社の設立に際して発行する株式の総数が、会社の発行する株式の総数の4分の1を下回ることができないとする制限を撤廃すると同時に(商法第166条第4項但書)、会社の発行する株式の総数を、発行済株式総数の4倍を超えて増加することができないという制限が廃止された(商法第347条但書)。

第2に、種類株式に関連して、議決権の行使に付き制限のある株式(議決権制限株式)の新設を行なった⁽⁵⁾。改正前は、配当優先のある株式についてのみ議決権の制限が認められていたが(旧商法第242条)、新规定では株主総会で議決権を行使しうる事項について、内容の異なる株式の発行を認めることとなった(商法第222条第1項5号)。また、議決権制限株式の発行総数の上限も、発行済株式総数の3分の1から2分の1に緩和された(商法第222条第5項)。

第3に、従来の転換社債と新株引受権付社債に関する規定が削除され、新たに新株予約権付社債の発行規定が設けられた。本改正では、会社は新株予約権を株式のオプションとして発行できるとし(商法第280条ノ20第1項)、その発行に関して一定の事項を取締役会の決議で行なえとする規定を設けた(商法第280条ノ20第2項)。この新株予約権とは、これを保有するもの(新株予約権者という)が将来においてその権利を行使す場合に、新株を発行して交付し、または、会社保有の自己株式を移転する義務を負うものである(商法第280条ノ19第1項)。

また、この改正で、従来の転換社債(新株予約権の付された社債)と非分離型の新株引受権付社債(ワラント債)とが新株予約権付社債として扱われることとなった(商法第341条ノ2第1項)。新株予約権付社債については、新株予約権または社債の一方のみを分離して譲渡することはできない(商法第341条ノ2第4項)。なお、従来の分離型の新株引受権付社債は、新株予約権と通常社債との組み合わせとして整理される⁽⁶⁾。

第4には、会社関係書類の電子化や電磁的方法による計算書類の広告などの情報対応を行った。電磁的方法とは、電子的方式、磁氣的方式その他情報通信の技術を利用する方法で、詳細は法務省令で定められる(商法第33条ノ2第1項)。具体的には、eメール、webサイト、FD、CD-ROM、MTなどの方法が考えられるが、一般的にはインターネットを利用するケースが中心になるとみられる⁽⁷⁾。従来の書面による書類作成や通知・請求方式以外に、電磁的方式による記録や開示が認められたことは、IT時代への実務的対応とはいえ画期的な制度改正といえる。

3 会社統治機構の改革

(1) 委員会等設置会社の選択導入

2002年5月の商法改正では、株式制度や株主総会に関する規制緩和、委員会等設置会社制度の導入、さらに計算規定の省令委任や連結計算書類の導入が図られた。特に委員会等設置会社制度の導入は、会社が定款で委員会等設置会社となることを選択することができることをいい、この制度を選択できるのは大会社またはみなし大会社に限定されているとはいえ、アメリカ型のコーポレート・ガバナンス（企業統治）システムの採用を可能とした⁽⁸⁾。

まず第1は、株式制度に関する規制が引き続き緩和されたことである。会社は、株式の発行、併合または分割により発生した端株について、端株主がその有する端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を定款に定めることができる(商法第220条ノ7)。同様に、定款をもって単元株制を採っている会社において、単元未満株式を有する株主がその単元未満株式の数と併せて1単元株式となるべき数の株式を売り渡すべき旨を定款に定めることができる(商法第221条ノ2)。端株および単元未満株の保有株主による売り渡し請求を認める規定は、実務界の要求に沿った改正である。この他、所在不明株主の株式に係る売却や公告・通知に関する規定(商法第224条ノ4および同第224条ノ5)および株券喪失の登録申請・失効・再発行に関する新規定

が行なわれた(商法第230条ノ2および同第230条ノ6)。

第2は、株式会社の重要な機関である株主総会に関する規制が、会社経営の合理化の観点から緩和された。まず、株主提案権の行使期限について、一定の議決権ある株式を有する株主は議案提案権を認められているが、その場合は株主総会の会日より8週間前に書面をもって請求しなければならないとされた(商法第232条ノ2第1項および第2項)。また、株主総会の特別決議の定足数(出席を要する株主の有すべき議決権の数)について、定款の定めにより総株主の議決権の3分の1まで引き下げることが認められた(商法第343条第2項)。

第3は、委員会等設置会社の選択採用が認められたことである。定款をもって委員会等設置会社となることを選択した株式会社にあつては、株主総会および取締役会の他、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の3委員会に加えて、一人または数人の執行役を設置しなければならない(商法特例法第21条の5)。委員会等設置会社の取締役会は、商法特例法に規定する業務事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する機能をもつ(同特例法第21条の7第1項および第3項)。

株式会社が定款の定めにより委員会等設置会社を選択した場合、経営の意思決定機能と業務執行機能は明確に区分されることとなる。従つて、取締役は委員会等設置会社の業務を執行することができない(商法特例法第21条の6第2項)。また、取締役会はその決議により、委員会等設置会社の業務の決定を会社の執行役に委任することができることとなっている(同特例法第21条の7第3項)。執行役の責任や権限は、基本的に従前の業務執行取締役に相当し、その任期は1年と規定されている(同特例法第21条の6)。

(2) 大会社の連結計算書類制度

2002年5月の商法および商法特例法の改正で、商法計算規定の内容および規定方法に重要な変更が加えられた。

第1には、商法本文に規定されていた財産評価や繰延資産などに関する株式会社の会計規定が、法務省令に委任された。すなわち、商法は、会社の会計帳簿に記載または記録すべき財産については、総則第34条の規定にかかわらず法務省令の定めるところにより価額を付さなければならないとして、財産評価の特則を設けている(商法第285条)。

近年、一方で企業活動のボーダレス化や金融・証券市場の国際化が進展し、他方で新しい取引や商品が出現し、会計基準の国際的統合が展開されている。このような状況の中で、商法が迅速かつ適切に制度的対応を図ることができるように、会計処理とその開示に関して大幅に法務省令に委任することが求められてきた⁹⁾。

従来 of 計算書類規則は、2002年3月に他の商法関係法務省令と統合されて商法施行規則(平成14年3月29日法務省令第22号)として公布された。その中の第5章「貸借対照表等の記載方法等」(2003年2月28日改正)に計算書類の作成に関する規定を位置づけている¹⁰⁾。

第2には、商法特例法の適用を受ける大会社について、連結計算書類の作成とその監査を初めて義務づけた。従来、商法は、株式会社に対して当該会社単独の計算書類の作成とその監査を義務づけるに止まり、企業集団に関する重要な情報(企業結合情報)については、小会社を除いて会社の営業報告書に記載することとしていた。商法に基づく会計・監査・ディスクロージャー制度に関する重大な改革となるものである。

大会社の取締役は、当該大会社並びにその子会社および連結子会社からなる企業集団の財産および損益の状況を示すために、必要かつ適当なものとして法務省令で定める連結計算書類を作成しなければならない(商法特例法第19条の2第1項)。また、この連結計算書類は取締役会の承認を受けるとともに、監査役および会計監査人の監査を受けなければならない(同特例法第19条の2第2項および第3項)。

4 「資本の部」の構成と特徴

(1) 貸借対照表「資本の部」の構成

資本をその発生源泉によって分類すると、①払込資本、②受贈資本、③評価替資本および④稼得資本の4つに分けられる。①～③は資本取引（それぞれ資本払込取引、資本贈与取引、資本評価替取引）を源泉とし、また④は損益取引（稼得取引）を源泉とする。

①の払込資本は、株主による払込金額である。商法上、資本金と資本準備金とに分けられる。資本金は債権者の債権を担保するもので、株式会社は少なくとも資本金相当額の資産を社内に留保しなければならない。資本準備金は、資本取引を源泉として、商法の規定に基づき積立てが義務づけられている法定の準備金である。資本準備金は資本金に次いで法的拘束力の強い項目である。

②の受贈資本は、資本助成の目的で行われる第三者からの財産の贈与である。すなわち、会社が特定の個人から私財の提供を受けたり、国や地方公共団体などから補助金の交付を受けたり、あるいは金融機関などから債務の免除を受けるなどして増加した資本をいう。この受贈資本には、私財提供益、債務免除益、国庫補助金、工事負担金などがある。

③の評価替資本は、著しい物価上昇期（貨幣価値の下落期）に企業の固定資産を時価評価した場合に生じる資本の増加である。これには、土地再評価差額金や保険差益がある。しかしながら、現行の制度会計では、時限立法としての土地再評価はあるが、固定資産一般の評価は取得原価主義に基づくこととしており、固定資産の時価による期末評価替は認められていない。従って、固定資産再評価益もしくは再評価積立金は現行の会計実践においては、通常の場合認められていないが、資産再評価法の立法や資産時価評価の導入・拡大がはかれる事態になれば発生の可能性が出てくる。ただし、固定資産の減損については減損会計基準に基づいて処理されるが、別の議論に属する。

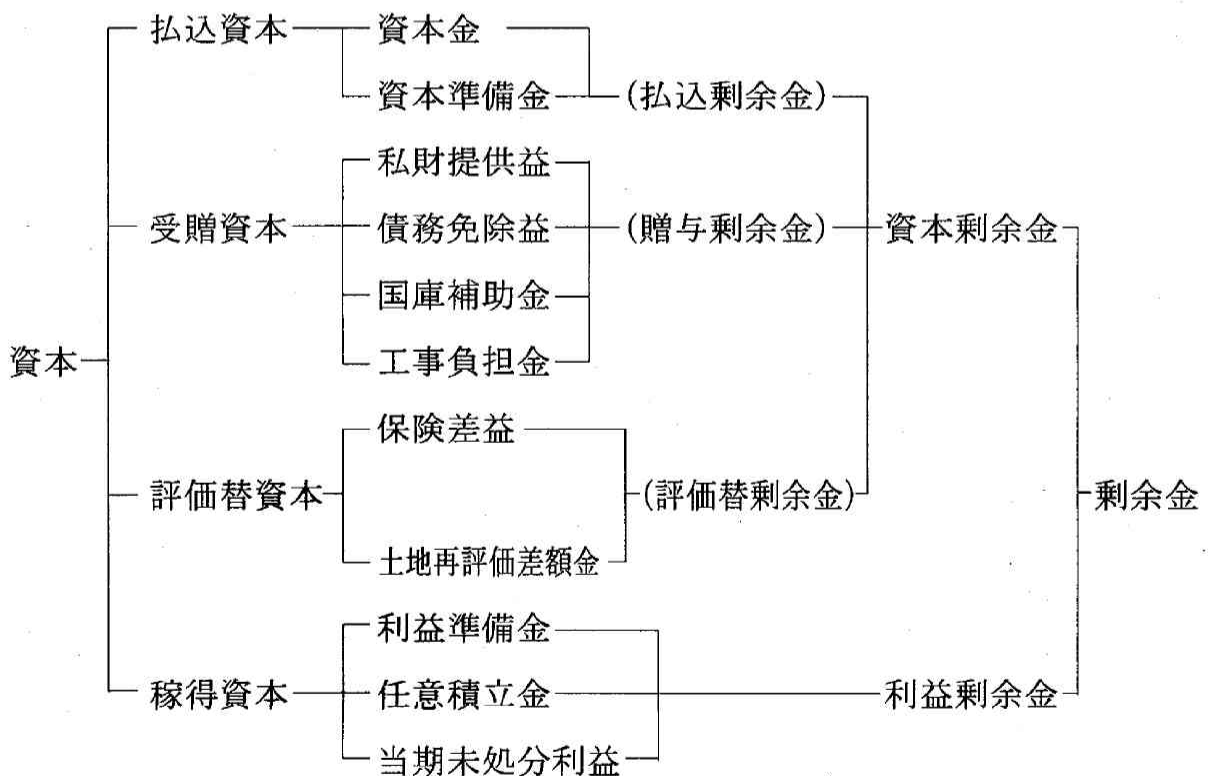
④の稼得資本は、株式会社が経営活動によって獲得した利益のうち、株主

への配当などで社外に流出した部分を除く社内留保である。稼得資本は留保利益と呼ばれ、処分済の利益準備金および任意積立金と当期の損益計算により確定した当期末処分利益とから成る。

ところで、我が国「企業会計原則」は、資本を資本金と剰余金とに区別することを要求している（企業会計原則第三・四・（三））。そして、資本金は法定資本の額とし、剰余金は「会社の純資産額が法定資本の額を超える部分」と定義している（企業会計原則注解19）。さらに剰余金は、その取引源泉によって資本剰余金と利益剰余金とに区別される。そのうち資本剰余金は資本準備金、贈与剰余金（受贈資本）および評価替剰余金（評価替資本）に分けられる。また、利益剰余金は留保利益（稼得資本）のことで、利益準備金、任意積立金および当期末処分利益から構成される。

以上の資本の源泉別分類を図示すれば、次のようになる。

〈資本の源泉別分類〉



(2) 「その他資本剰余金」と自己株式の区分

2002年3月に改正された商法施行規則では、貸借対照表の「資本の部」は、

資本金、資本剰余金および利益剰余金の各部に区分することとなった(商法施行規則第88条)。この区分表示は、従来の「資本の部」の区分表示すなわち資本金、法定準備金および剰余金の区分を変更するものである。しかも、法定準備金の区分設定を放棄し、また、剰余金をその取引源泉に基づいて資本剰余金と利益剰余金に区分する形式を採用することになった点では、重大な表示区分の変更であった。

資本剰余金の部は、資本準備金とその他資本剰余金に区分され、さらに、その他資本剰余金は、資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益その他の内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない(商法施行規則第89条)。また、利益剰余金の部は、利益準備金、任意積立金および当期未処分利益または当期未処理損失に区分され、さらに、任意積立金は、適当な名称を付した科目に細分しなければならない(同施行規則第90条)。

商法施行規則での新しい「資本の部」の区分表示を示せば、次のとおりである。

<商法施行規則での「資本の部」>

- | | |
|-----|-------------------|
| I | 資本金 |
| II | 資本剰余金 |
| 1 | 資本準備金 |
| 2 | その他資本剰余金 |
| (1) | 資本金及び資本準備金減少差益(*) |
| (2) | 自己株式処分差益(*) |
| III | 利益剰余金 |
| 1 | 利益準備金 |
| 2 | 任意積立金 |
| 3 | 当期未処分利益又は当期未処理損失 |
| IV | 土地再評価差額金(**) |
| V | 株式等評価差額金(**) |
| VI | 自己株式 |
| | 資本合計 |

(*) 商法施行規則第89条

(**) 商法施行規則第91条第1項第2号及び第3号

次に、2001年6月の商法改正で自己株式の性格が、従来の資産性から資本の控除たる性格に変更された。これを受けて、貸借対照表における区分表示についても、「資産の部」の流動資産の区分での表示ができなくなった。

この商法改正を踏まえて、2002年3月に大幅改正された商法施行規則では、自己株式は「資本の部」に自己株式の部を設けて、控除する形式で記載しなければならないとされた(商法施行規則第91条第1項第5号および第3項)。また、自己株式の処分による自己株式処分差益は、資本剰余金の部に当該内容を示す適当な科目で細区分して示さなければならない(同施行規則第89条)。さらに、自己株式の処分に係る払込金または申込期日後における申込証拠金は、資本の部に当該名称の部を設けて区分して記載しなければならない(同施行規則第91条第1項第4号)。

5 資本の概念と「資本と利益の区別」

(1) 資本の本質

資本は、積極財産たる資産と消極財産たる負債の差額であり、純資産とも呼ばれる。資本は、資産および負債とともに貸借対照表を構成する要素となっている。

資本は、資産と負債の増減に伴って増減する関係にある。資産、負債および資本の関係は、次のような等式で表される。

〔資本等式〕 $資産 - 負債 = 資本$

〔貸借対照表等式〕 $資産 = 負債 + 資本$

資産および負債の概念が実在的・具体的であるのに対して、資本の概念は名目的・抽象的である。資本の本質に関しては、大きく株主払込資本説と資本取引源泉説の2つが認められている。株主払込資本説は、株式会社がその活動の原資を株主の払い込んだ金額においているところから、株主の「払込資本」を資本と規定する考え方である。これに対して、資本取引源泉説は、会社の取引活動を損益取引と資本取引に源泉別に分類し、そのうち資本取引

によって発生した純財産の増加分を資本の範囲とする考え方である。

具体的な資本の概念としては、次の4つが代表的なものである⁽¹¹⁾。

- ① 総資本
- ② 自己資本（または株主資本）
- ③ 払込資本
- ④ 法定資本（資本金）

①の総資本は、企業財産の総称を表す総資産に対する調達源泉としての意味である。②の自己資本は、総資本のうち返済を必要とする他人資本たる負債を控除したものを意味する。総資産に対する持分（請求権）の概念を使えば、株主に帰属する割合を示す株主持分を意味する⁽¹²⁾。財務会計上は単に資本という場合、通常ここでいう自己資本を意味する。

次に③の払込資本は、株主が会社に対して払い込んだ金額を意味する。これは法定資本と資本準備金とに分けられる。最後に④の法定資本は、上記③の株主による払込資本のうち、商法の規定に基づき資本準備金とすることが認められている部分を除いたものを意味する。企業会計上はこれを資本金と称し、最狭義の資本概念となっている。

(2) 資本と利益の区別

資本会計は、資本の調達をはじめその増減についての会計処理と報告を扱う領域である。資本が、資産および負債と同様、貸借対照表に計上される項目であるところから、資本会計は企業の財政状態（財産の運用と資金の調達）を測定・表示するための会計といえることができる。今日の企業会計は、適正な期間損益計算を基本課題としており、そのための収益・費用の会計を問題とする損益会計を中心に展開されている。

しかしながら、資本会計は、次の理由により企業会計の中で重要な位置を占めている。

- ① 期間損益計算から除外される資本それ自体の増減を扱うことで、損益

計算を補助する手段となること

- ② 財政状態を明らかにする上で資産会計および負債会計と密接に結びついていること
- ③ 期間損益の計算とその処分もしくは処理が、結局は資本の増減として会計処理されること

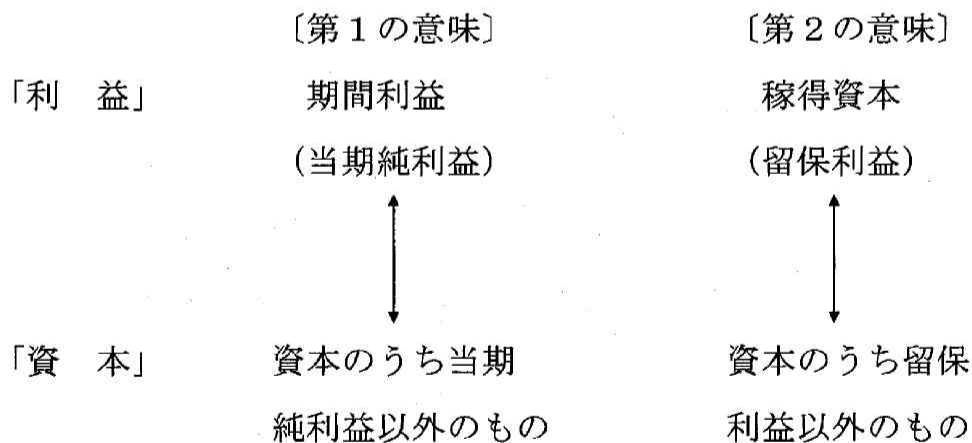
さて、このような資本会計の課題は、「資本と利益の区別」を厳格に行うことにある。わが国企業会計は一般原則の中で、資本取引と損益取引の区別を厳格に行うことを指示している（一般原則三・「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」）。

ここで「資本と利益の区別」という場合、主に次の2つの意味が含まれる。

区別の第1の意味は、経営活動によって獲得した当期純利益とそれ以外の資本との区別である。会計上はこの区別が最も重要である。

区別の第2の意味は、株主および第3者による拠出資本と利益の内部留保である稼得資本との区別である。「資本と利益の区別」についてのこの2つの意味を図示すれば、次のようになる。

〈「資本と利益の区別」の意味〉



上の図で、「資本と利益の区別」の第1の意味における「利益」、すなわち当期純利益（もしくは当期純損失）の計算は損益会計の課題であり、同じく第1の意味における「資本」、すなわち当期純利益以外の資本項目の増減は資本会計の課題となる。

ところで、2001年6月の商法資本規定の改正では、商法の会計思考の実質的部分で、企業会計上看過できない重要な変更が行われている。すなわち、第1は、資本準備金の構成内容に関するものである。この改正で減資差益が資本準備金から削除され、配当可能利益を構成する項目とされた(商法288条ノ2第1項(第4号削除))。そして、第2は、法定準備金の取り崩しに関するものである。資本準備金は、利益準備金と併せて資本(資本金)の4分の1を超える部分を取り崩して、配当可能利益に組み入れることができることとなったのである(商法289条第2項)。

さらに、第3には、利益準備金の積立てに関する重大な変更が行われている。会社は、期末決算時に金銭で配当する金額についてはその10分の1以上を、また、中間決算時に金銭で配当する金額についてはその10分の1を利益準備金として積み立てる必要がある。その場合、積立て限度額が資本の4分の1に達するまでの金額は、利益準備金に資本準備金を合わせた合計額を算定の基礎にすればよいことに変更された(商法288条)。

以上のような商法資本規定の変更は、資本と利益の区別を厳格に求める企業会計の立場からは、合理的に説明できないばかりか、企業会計の実践に重大な影響を及ぼさざるを得ないものである。

6 おわりに

株式会社に関する商法規制が大幅に改正される動きの中で、会計処理および開示方法についても従来の実務を変更する重要な改正が行われた。その主な論点としては、これまで明らかにしたとおり、資本に関する概念規制と貸借対照表の「資本の部」の構成についてである。

商法は、資本の本質を株主による払込資本説に立って規定しており、その上で債権者の利益保護を配当可能利益計算の中で確保するという会計規制の方式を採っている。商法が重要な変更を加えた資本規制の内容は、一方でこのような債権者保護という商法の目的に照らして、実質的に後退したものと

なっている。

同時に、他方では、「資本と利益の区別」という企業会計の重要なドクトリンが、商法会計上は曖昧なものとなるか、あるいは維持されないこととなった。このことは、貸借対照表の「資本の部」での開示を通じて、会社の自己資本に関する情報を獲得する各種の利害関係者の判断をミスリードするという問題を孕んでいる。また、資本会計に関する企業会計と会計実務との乖離を惹起させ、さらには、証券取引法会計と商法会計あるいは国際会計（国際会計基準やアメリカ会計基準など）との調整が求められることにもなる。

商法における株式会社の新たな資本規制は、貸借対照表の役割や資本会計の課題について重要な問題提起となったことが改めて認識されるのである。とりわけ、企業会計の求める「資本と利益の区別」の原則を、会計処理や情報開示の局面でどのように確保するか、理論的にも制度的にも引き続き研究されなければならない。

(注)

- (1) 「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第79号）は、2001年6月22日に成立し、同年10月1日より施行された。
- (2) 金庫株とは、もともとアメリカの証券市場での用語法で、自己株式を買い取って金庫に納め、それを売却することにより資金を調達する意味である。一般には、取得制限と保有制限のない自己株式のこととして使用されてきた。武田隆二著『最新財務諸表論<第9版>』中央経済社、2003年、551頁、および角田大憲稿「金庫株の解禁について」『JICPAジャーナル』No. 554(2001年9月号)、34頁参照のこと。
- (3) 「商法施行規則」は、従来の計算書類規則（「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」昭和38年法務省令第31号）が、新たに商法の会社に関する委任を受けて再編された省令（平成13年法務省令第66号）で、2001年9月22日に改正され、同年10月1

日より施行された。

- (4) 財務省表等規則として略称される規則は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）で、最終改正は2003年3月31日となっている。
- (5) 種類株式とトラッキング・ストック（TS）については、次の文献を参照のこと。関谷理記・徳山一晃稿「種類株式と新株予約権付社債による資金調達」『企業会計』vol.54 No.2（2002年2月号）、35～37頁。
- (6) 新株予約権付社債の概念やその会計処理に関しては、武田隆二著、前掲書、376～390頁参照のこと。
- (7) 詳細は、太田達也稿「会社関係書類の電子化等と実務対応」『企業会計』Vol.54 No.2（2002年2月号）、52～59頁参照のこと。
- (8) 商法特例法（「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」平成15年法律第67号）は、大会社およびみなし大会社について、次のように定義している。

大会社とは、「資本の額が5億円以上であるか、または、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上」の株式会社のことをいう（商法特例法第1条の2第1項）。

みなし大会社とは、「資本の額が1億円を超える会社（ただし、大会社以外のもので、清算会社を除く）であって、監査等に関する特例の適用を受けることを会社定款に規定した」株式会社のことをいう（商法特例法第1条の2第3項）。
- (9) 弥永真生稿「計算規定の省令化と連結計算書類の導入」『企業会計』Vol.54 No.8（2002年8月号）、52頁参照のこと。
- (10) 法務省「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案」（2001年4月18日公表）、および武田隆二著、前掲書、27～28頁参照のこと。
- (11) 井口 伸・照屋行雄著『財務会計原理』東京経済情報出版、2000年、182頁。

(12) アメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board ; F A S B) の概念ステートメント (Statement of Financial Accounting Concepts ; S F A C) 第 6 号「財務諸表の構成要素」では、資本の本質を、負債を控除した後に残るある実体 (エンティティ) の資産に対する残余請求権としての株主持分と規定している。ここでの持分は、その実体の資産総額と負債総額との差額とされているので、実質は自己資本と同じことである。S F A C では主に営利企業の資本には持分という用語を使い、また、非営利組織体には純資産という用語を使用している (F A S B, S F A C No. 6 - *Elements of Financial Statements*, December 1985, paras.49-51, footnote 26, 平松一夫・広瀬義州訳『F A S B 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社, 2002年 308~309頁)。

なお、アメリカ F A S B の S F A C (財務会計の概念フレームワーク) については、次の文献に詳述されているので参照されたい。

照屋行雄著『企業会計の構造』税務経理協会, 2001年, 第10章および第11章。

[付記]

経営学部教授の藤田昌久先生が、2005年3月31日をもって定年退職される。先生には、会計学に関する研究のみならず、広く大学教育のあり方や人生の生き方についても多くのことを教えて頂いた。改めて心より感謝申し上げる次第である。何よりも学生・院生諸君の指導に熱心で、しかもそこに大いなる喜びを感じて取り組んでおられる先生の大学でのご日常が、強く印象に残っている。藤田昌久先生の幾久しいご健勝を祈念申し上げたいと思う。